

B 案

評価対象 39 項目 (ピンク 15 + 緑/白 24)

『ピンク 』は「指標と目標」の推進項目及び主要項目で、毎年度評価を行う。
残りを『緑 』とそれ以外に分け、1年おき交互に評価する。

目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進

(目標 I の施策の方向 1 と施策の方向 2 は、女性活躍推進法に基づく推進計画)

【施策の方向】

1. 働く場における女性の活躍推進
2. ワーク・ライフ・バランスの推進
3. 政策・方針決定の場への女性の参画拡大
4. 地域・社会活動における男女共同参画の推進

施策の方向 1 働く場における女性の活躍推進

具体的な施策 (◎は、「指標と目標」の推進項目)

(1) 男女の均等な雇用と待遇の確保

No.	推進項目	取組概要	担当課
1	男女雇用機会均等法等の広報啓発	国・県等関係機関と連携・協力して、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業制度等の周知のための広報を行います。	福祉課 (障害福祉担当)

(2) 雇用の場における女性の育成・登用推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
2	女性活躍推進のための啓発	国や県と連携し、企業や事業所、行政関係に対して、広報おおむたやホームページ等により、女性の積極的登用等に関する啓発を行います。	人権・同和・男女共同参画課

3	◎ 女性職員の登用推進	意識改革を進める研修・啓発の推進により、慣行等によって生じた性別役割分担的な古い意識を払拭しつつ、性別にとられない職務経験による女性職員の能力開発を行いながら、管理職及び監督職への新規登用について、積極的に取り組みます。	人事課
4	女性職員の職域拡大	人事異動を行っていく中で、有効な能力開発を図りながら、従来の業務分野等にとられることなく、女性職員の新たな職域への配置について、積極的に取り組みます。 将来の管理監督職候補となるべき職員の育成を図るため、男女で偏りが無いよう、多様なポストへ積極的な配置に取り組みます。	人事課
5	国・県等が実施する職業能力開発講座等に関する情報提供	久留米職業訓練センターなどが実施するパソコンや簿記など職業能力を開発する講座の開催並びに参加募集について、広報おおむたやホームページ、SNS等に掲載し、市民に対して情報提供を行います。	福祉課 (障害福祉担当)

(3) 再就職に向けた支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
6	就労に関する情報提供及び支援	ハローワークの求人情報を掲示板に張り出して、就職の情報提供を行います。また、県等が開催する就職に向けたセミナー等の広報や県との連携による子育て女性等就業相談を実施します。	福祉課 (障害福祉担当)

(4) 農林水産業、商工業等の分野における女性の経営参画の促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
7	女性の参画を促進するための啓発（商工業）	商工会議所と連携して、商工業等の分野における女性の参画を促進する啓発を行います。	産業振興課
8	女性の参画を促進するための啓発（農・漁業）	農・漁業組合等における方針等の決定の場への女性の参画が促進されるよう、関係者や農・漁業者に対して意識啓発を図ります。	農林水産課

9	女性の参画を促進するための啓発（農業委員）	農業委員会と連携しながら、女性農業委員の登用が促進されるよう、積極的に啓発を行います。	農林水産課
10	家族経営協定など女性の経営参画の推進	農業委員会と連携しながら、農業者に家族経営協定についての啓発を行います。	農林水産課

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的な施策（◎は、「指標と目標」の推進項目）

(1) 多様で柔軟な働き方の推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
11	働き続けやすい雇用環境づくりに向けた情報提供	国、県等関係機関と連携し、テレワーク等の導入等、新しい生活様式を踏まえた多様な働き方について、事業所等へ情報提供を行います。また、女性の就労支援に向けて、労働についての情報や学習機会の提供等の広報を行います。	福祉課 (障害福祉担当)
12	◎ 市における男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進	子育ての始まりの時期に親子の時間を大切に、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、男性職員の育児のための連続休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みます。	人事課

(2) 仕事と生活が両立できる環境づくりの促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
13	ワーク・ライフ・バランスについての啓発	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進のため、国・県や関係機関・団体と連携し、講演会等の事業を開催するとともに、広報おおむたやホームページ等を活用し、市民や事業者等に啓発を行います。	福祉課 (障害福祉担当) 人権・同和・男女共同参画課
14	◎ 仕事と家庭が両立できる環境づくりの推進	働きながらも安心して子育てができる環境づくりに向けて、大牟田市子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い教育・保育の提供や、多様な保育サービスの充実に取り組みます。	子ども育成課

施策の方向3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

具体的な施策（◎は、「指標と目標」の推進項目）

（1）市における政策・方針決定過程への女性の参画推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
15	◎ 審議会等委員への女性の参画推進	審議会等委員への女性の参画を推進するため、委員任命に当たっては「大牟田市審議会等の設置運営及び公開に関する要綱」に基づき、関係部局と事前協議を徹底するなど適切、効果的な運用を行います。	総合政策課 人権・同和・男女共同参画課
16	◎ 女性人材リストの充実・活用	審議会等委員への女性の参画を推進するため、大牟田市内外で活動し、市政に関心があり、審議会等に参加する意欲のある女性の人材リストを作成し、その情報を提供します。	人権・同和・男女共同参画課

（2）女性のエンパワーメントのための支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
17	人材育成のための学習機会の提供（プラネットおおむた事業）	方針決定の場や団体活動等の中で、必要な知識・技術について、女性のエンパワーメント（力をつけること）のため、県等の開催する研修会への派遣や、学習情報の提供等を行います。	人権・同和・男女共同参画課

（3）男女共同参画を促進する市民活動への支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
18	市民活動への支援	男女共同参画の推進に取り組む市民団体等の自主的な活動を促進するため、活動に係る助言や広報、情報提供等を行うとともに、ネットワーク形成へ向けて支援を行います。	人権・同和・男女共同参画課

施策の方向4 地域・社会活動における男女共同参画の推進

具体的な施策（◎は、「指標と目標」の推進項目）

（1）地域団体等における意思決定への女性の参画促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
19	地域団体等における各種研修を通じた女性の人材育成及び活用	地域団体等が参加する各種研修等において地域活動を行う女性の人材発掘や育成、活用のための啓発を行います。	地域コミュニティ推進課 人権・同和・男女共同参画課

（2）男女がともに参画する地域活動の促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
20	男女がともに参画する地域・社会活動の促進	地区公民館で活動するサークルへ、様々な機会をとらえて男女が共に参画する地域活動について啓発を行います。	生涯学習課 人権・同和・男女共同参画課
21	女性のスポーツ活動の推進	地域における女性のスポーツ実施意欲を向上させる取り組みや、働く世代・子育て世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用した運動・スポーツ活動を促進し、スポーツ実施率の向上を図ります。	スポーツ推進室

目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

【施策の方向】

1. 配偶者等からの暴力の防止、被害者支援
2. 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援
3. 生涯を通じた健康支援
4. 防災・減災における男女共同参画の推進

施策の方向1 配偶者等からの暴力の防止、被害者支援

具体的な施策（◎は、「指標と目標」の推進項目）

(1) 配偶者等に対する暴力を許さない意識づくり

No.	推進項目	取組概要	担当課
22	配偶者等に対する暴力を許さない意識づくりに向けた啓発	配偶者等に対する暴力を許さない意識づくりに向け、広報おおむたやホームページ等により啓発を行います。	人権・同和・男女共同参画課
23	配偶者等に対する暴力を許さない意識づくりに向けた学習機会の提供	配偶者等からの暴力（DV）防止に関する理解を深めるために、講座等を開催します。	人権・同和・男女共同参画課

(2) DV 等に対する相談対応

No.	推進項目	取組概要	担当課
24	相談窓口や支援機関等の周知	DV等の相談窓口の所在や支援機関等について、周知を図るため、広報おおむたやホームページ、DV情報カード、ポスターを公共施設や商業施設等に設置します。	人権・同和・男女共同参画課
25	相談体制の充実	相談者に対する適切な支援を行うため、女性相談員を配置し、専用電話を設け、関係機関と連携し、各種相談に対応します。また、相談員の資質向上に努めます。	人権・同和・男女共同参画課

(3) 被害者に対する支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
26	被害者の安全確保と自立に向けた情報提供	被害者の緊急避難が必要な際に、一時保護施設への入所などケースに応じた支援や迅速かつ適切な保護を行います。また、被害者の自立に向けた情報提供や助言等の支援を行います。	人権・同和・男女共同参画課
27	被害者への住居支援	市営住宅の抽選に際し、申込者本人が配偶者からの身体的暴力等を受けているDV被害者である場合には抽選倍率を優遇します。	建築住宅課
28	被害者の自立に向けた支援	DV等から保護した母子を母子生活支援施設へ措置入所させ、母子の安全を確保し、精神的に支えとともに、生活基盤の安定及び自立に向けた支援を行います。	子ども家庭課
29	被害者への生活支援	関係課及び関係機関との連携を図り、被害者からの生活保護の相談及び申請に基づき、実態調査を実施した上で保護を決定し、経済的な支援を中心に援助を行います。	保護課
30	犯罪被害者等支援に関する広報・啓発事業	二次被害の防止、犯罪被害者等への支援の必要性について市民等の理解を深めるため広報及び啓発を行います。	生活安全推進課

31	犯罪被害者等見舞金支給事業	犯罪被害者等に対し、経済的な負担の軽減等を目的に、支給規則に基づき見舞金（遺族見舞金：30万円、傷害見舞金：10万円）を支給します。	生活安全推進課
32	犯罪被害者等支援相談事業	犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。また、庁内関係部署から成る庁内連携体制（会議体）を構築し、犯罪被害者等へ必要な情報・支援を効果的・効率的に届ける体制を整えます。	生活安全推進課

(4) 性別に起因する人権侵害やセクシュアル・ハラスメント防止

No.	推進項目	取組概要	担当課
33	青少年健全育成のための有害環境浄化	書店等の販売業者に対し、青少年の健全育成上好ましくない有害図書類の陳列及び閲覧防止の要望書の配布を行い、県条例が適切に運用されているかについての立入調査を行います。	生活安全推進課
34	◎ 人権侵害防止のための啓発	人権尊重の理念や社会制度の理解促進に関する研修会・講演会等の開催及び広報啓発を行います。性別に起因する様々な人権侵害についての相談窓口について周知・啓発を行います。	人権・同和・男女共同参画課
35	苦情処理制度の適切な運用と啓発	市が行う男女共同参画に関する施策への苦情及び市内で生じた性別による差別的取扱い等についての救済の申出に対し、適切且つ迅速に処理をします。また、制度の市民への普及・啓発に努めます。	人権・同和・男女共同参画課
36	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組みの広報啓発	国・県等関係機関が実施するセクシュアル・ハラスメントにかかる労働相談会等の広報を行います。	福祉課 (障害福祉担当)
37	教職員の不祥事防止研修の充実	市立小・中・特別支援学校全てにおいて、不祥事防止（モラル研修）の研修会を年4回実施します。セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口を学校教育課に設置し、校長研修会等での周知・啓発に努めます。	学校教育課

施策の方向 2 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

具体的な施策（◎は、「指標と目標」の推進項目）

（1）高齢者や障がい者、性的少数者等が安心して暮らせる環境づくり

No.	推進項目	取組概要	担当課
38	健康福祉総合計画等に基づく施策の推進	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく各種事業を、男女共同参画の趣旨を踏まえて推進します。	福祉課 (総務企画担当)

（2）ひとり親家庭や経済的困窮家庭への支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
39	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するため、養成機関において修業する場合、その修業年限のうち一定期間について給付金を支給し、資格取得及び就労を支援します。	子ども家庭課
40	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が就職につながる能力開発のための教育訓練講座を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成します。	子ども家庭課
41	◎ 生活困窮者の自立に向けた各種生活支援	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対して、包括的に相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携しながら支援を行うことで自立の促進を図ります。また、ひきこもりなど窓口へ出向けない人に対しては、訪問等（アウトリーチ）による支援の充実を図ります。	福祉課 (地域支援担当)

施策の方向3 生涯を通じた健康支援

具体的な施策（◎は、「指標と目標」の推進項目）

（1）生涯にわたる男女の健康支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
42	◎ 女性の健康力推進 (乳がん・子宮頸がん検診)	乳がん、子宮頸がん等の受診率向上に努め、がんの早期発見を徹底することで、早期治療につなげ、がんを含めた生活習慣病全体の予防を図ります。	健康づくり課
43	◎ 食育に関する実践力の向上（食育普及啓発事業）	「大牟田市健康福祉総合計画(令和3年度～令和8年度)」に基づき、食育普及啓発事業を行い、主食・主菜・副菜をそろえて1日2回以上毎日食べる市民を増やします。	健康づくり課
44	健康づくり関係団体への支援	大牟田地域健康推進協議会や食生活改善推進員協議会等関係団体と連携を図るとともに、支援を行い、地域での健康づくりの取組みを促進します。	健康づくり課

（2）妊娠・出産期における女性の健康支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
45	◎ 妊婦健康診査の推進	妊娠の届出時に、14回分の妊婦健康診査受診券を交付し、経済的負担の軽減を図ります。妊娠期間を健康で安全に過ごし、安心して出産を迎えるためには、妊婦が必要な医学的検査を受けることと、妊婦や家族の出産に向けた心構えも大切です。妊娠の週数に応じた健診を受診できるように、早期の妊娠の届出を促し、母体と胎児の健康管理の充実をめざします。	子ども家庭課
46	産前・産後サポート事業（パパ・ママ育児専科）の推進	出産前後は、女性にとって身体的な変化が大きく、心理的にも非常に不安定な時期です。妊産婦及び家族等に対する個別の相談支援や、参加型事業による仲間づくり等を行います。また「パパ・ママ育児専科」では、妊婦体験等により、男性のパートナーに対する理解や共感の意識を醸成して夫婦の絆を深めるとともに、子育てへの不安を軽減できるように支援します。	子ども家庭課

(3) 適切な性教育の推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
47	学校教育における適切な性教育の推進	各教科・領域等の指導を通して、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育を推進します。特に、若年者層に広がる「デートDV」等に対応するため、小学校高学年や中学校の性教育、人権教育の充実を図ります。	学校教育課 指導室

施策の方向4 防災・減災における男女共同参画の推進

具体的な施策（◎は、「指標と目標」の推進項目）

(1) 防災・減災対策への男女共同参画の視点の取り入れ

No.	推進項目	取組概要	担当課
48	女性消防団員の確保	令和4(2022)年4月1日現在の女性消防団員数は41名であり、全団員数の5.9%を占めています。国（第5次男女共同参画基本計画）が掲げる当面の目標値5.0%以上を維持するため、毎月の分団長会議において団員の増減数を示し、加入促進事業に対する関心を高め、女性消防団員の加入促進を図ります。基本団員としての活動のほか、火災予防活動や応急手当講習等、幅広い分野での活躍を担います。	消防本部総務課
49	男女がともに参画する火災予防啓発活動	婦人防火クラブなど女性住民を中心とした防災訓練や幼年消防クラブ員、小中学生を対象とした親子防災訓練などを通し、家庭での火災予防啓発や男性と女性が共に参画した防災訓練等を定期的に行い、家庭や地域における火災予防意識の高揚を図ります。	消防本部予防課
50	女性の視点やニーズを踏まえた避難所運営	災害発生時の男女で受ける影響の違いに配慮するとともに、避難所の運営体制への女性の参画など、女性の視点やニーズを踏まえた避難所運営に取り組みます。	防災危機管理室

目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり

【施策の方向】

1. 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進
2. 学校教育における男女共同参画の推進
3. SDGsの推進と国際交流の促進

施策の方向1 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進

具体的な施策（◎は、「指標と目標」の推進項目）

(1) 性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

No.	推進項目	取組概要	担当課
51	市職員への研修の充実	性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、人権を尊重しながら行政施策の推進を図るため、職場研修等を通じて職員への意識啓発を行います。	人事課
52	行政情報における意識啓発	「広報おおむた」や報道発表書、広告モニター、FM たんと、フェイスブックなど、広く行政情報を発信しているツールにおいて、各課からの原稿の内容について人権問題や男女共同参画の視点で担当課と連携してチェックを行い、適切な表現に努めます。また、広報おおむた等で人権問題や男女共同参画に関する意識啓発を行う機会を提供していきます。	広報課

53	◎ 固定的役割分担にとられない意識の啓発	性別による固定的な役割分担意識にとられない、制度や慣行についての見直しを促進するため啓発を行います。	人権・同和・男女共同参画課
----	----------------------	--	---------------

(2) 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
54	男女共同参画の周知・啓発の推進	男女共同参画について理解の促進や、意識を醸成するため、講演会等の開催や「男女共同参画週間」等の機会に広く市民に向けて周知・啓発を行います。また、男女共同参画センター情報誌「レインボー」を発行します。	人権・同和・男女共同参画課
55	男女共同参画に関する社会教育関係職員研修の実施	社会教育関係職員が参加する各種研修等において男女共同参画に特化した研修を実施し、職員の意識の醸成を図ります。	生涯学習課
56	◎ 家庭教育支援講座の実施	各小学校の入学説明会の機会に実施する就学前子育て講座や、成長過程に応じた子育て支援講座等を実施し、男女共同参画の視点に立った積極的な子育てへの参加を促進します。	生涯学習課

施策の方向2 学校教育における男女共同参画の推進

具体的な施策（◎は、「指標と目標」の推進項目）

(1) 学校教育における男女共同参画教育の推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
57	◎ 学校教育全体を通じた指導等の充実	県教育委員会が作成した「男女共同参画教育の手引」等を活用して、教育指導計画を作成するとともに性的少数者の人権尊重の理解を促すなど、学校教育全体を通じて、児童・生徒一人ひとりの個性と能力を伸ばす男女共同参画教育の充実を図ります。	学校教育課 指導室

58	教職員の研修の充実	校長研修会や教頭研修会等を通じて、教職員の男女共同参画に関する理解の促進を図るために、研修の充実を進めます。教師用手引を積極的に活用します。	学校教育課 指導室
59	男女共同参画の視点に立った学校内の慣行の見直し	児童生徒の名簿については、男女共同参画の趣旨を踏まえ、その目的・用途に応じて作成します。併せて、学校行事や役割分担等の慣行について、改善を図ります。	学校教育課 指導室

(2) キャリア教育の充実

No.	推進項目	取組概要	担当課
60	キャリア教育の充実	キャリア教育の指導計画に基づき、個々の生き方、能力、適性を考え、主体的な進路の選択ができる進路指導の充実を図ります。	学校教育課 指導室

施策の方向3 SDGsの推進と国際交流の促進

具体的な施策（◎は、「指標と目標」の推進項目）

(1) SDGsの理解促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
61	SDGsに関する周知・啓発	男女共同参画についての周知・啓発において、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の理解促進を図ります。	人権・同和・男女共同参画課

(2) 国際交流の促進と在住外国人への支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
62	国際交流の促進	国際協力事業や友好姉妹都市交流事業などへの参加を促進し、海外の男女共同参画状況の理解を深めます。	総合政策課
63	在住外国人への多言語情報の提供による支援	福岡県外国人相談センター等、関係機関と連携を図りながら、外国人相談窓口の紹介や情報提供等、必要な取組みを行います。	総合政策課